

## 韓国独占禁止法における不当な取引制限に係る 課徴金減免制度と日本法への示唆（上）

洪 淳康\*

はじめに

- I 韓国における課徴金減免制度の現状
  - 1 これまでの課徴金賦課金額
  - 2 課徴金減免制度運営実績
- II 課徴金減免制度の内容と法的構造
  - 1 課徴金減免の根拠
  - 2 基本的な減免対象者の範囲と減免率
  - 3 共同減免申請
  - 4 追加自主申告または調査協力（Amnesty Plus, リニエンシー・プラス）
  - 5 課徴金減免の対象除外者
  - 6 課徴金減免制度利用の手順
  - 7 韓国公取委による秘匿義務
  - 8 課徴金減免対象者の刑事告発免除
  - 9 もう一つの課徴金減免制度
  - 10 まとめ

はじめに

韓国の独占禁止法（正式名称は「独占規制及び公正取引に関する法律」<sup>(1)</sup>、以下、韓国独禁法）においては、1996年12月の改正（1997年4月1日施行、法律第5235号）により、不当な取引制限に対する課徴金減免制度（以下、課徴金減免制度）が導入された<sup>(2)</sup>。この制度はその後、2001年、2005年、2007年、2009年、2011年、2012年に関連法令（ガイドライン<sup>(3)</sup>を含む）を含めた改正がおこなわれて現在（2013年8月）に至っている。

本稿は、現在運用されている、韓国独禁法における課徴金減免制度の現状や

---

\* ホン・スンガン 金城学院大学専任講師

これに関する審決例・判決例などを紹介・検討することにより、日本の独占禁止法（以下、独禁法）における課徴金減免制度への示唆を得ようとするものである。

韓国独禁法においては、不当な取引制限に対する課徴金賦課規定が存在するが（19条1項）、当該規定は、算定率の上限<sup>(4)</sup>及び考慮要素<sup>(5)</sup>だけが述べられているに過ぎない。課徴金に関するさらなる詳細は、命令である、大統領令（大統領が発する命令で、韓国独禁法における正式名称は「独占規制及び公正取引に関する法律の施行令」である。以下、施行令）に記されているものの<sup>(6)</sup>、施行令の具体的な内容の多くは再び韓国公取委が制定した諸告示によって決められる、多層的な構造となっている<sup>(7)</sup>。

このような多層的な構造は、課徴金減免制度においてもそのまま当てはまる。すなわち、韓国独禁法では、課徴金減免制度に関する規定において、自主申告または調査協力者が減免対象者になることが明記されているが<sup>(8)</sup>、その具体的な内容については、施行令によって決まるとされ、さらに施行令の詳細は韓国公取委による告示によって決まるとされている。そのため、確かに課徴金賦課に関する規定同様、課徴金減免制度も一見複雑なものとなっているが、日本より早く課徴金減免制度が導入され、且つ利用率も高いことから、独禁法への示唆を得ることができると思われる。

したがって、以下では、まず、韓国独禁法における課徴金減免制度の現状について紹介し、多層的な法的構造を分析した後（以上、本号）、当該制度の中で浮かび上がってくるいくつかの問題点について分析・整理することにより、独禁法への示唆を考えることにしたい（次号に掲載予定）。

## I 韓国における課徴金減免制度の現状

### 1 これまでの課徴金賦課金額

以下の表1は、2002年から2012年まで韓国公取委が不当な取引制限に対し課した課徴金の金額を表したものである。

**表1 韓国における不当な取引制限に対する課徴金賦課金額**

(単位：百万ウォン)

年度	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	合計
金額	53,109	109,838	29,184	249,329	110,544	307,042	205,746	52,903	585,822	571,006	398,944	2,673,467

韓国公取委による「2012年度統計年報」(2013年3月)の36頁より一部抜粋。

2005年から課徴金額が増えているのは、まず、2004年の韓国独禁法改正<sup>(9)</sup>により、それまでの、売上額の「5%以下」という課徴金の上限が「10%以下」に引き上げられたためと思われる。さらに、後述する、課徴金減免制度そのものの改善(2005年)、2000年代半ばから韓国公取委が不当な取引制限に対する取り締まりを最優先課題としたこと、2005年から不当な取引制限を含む韓国独禁法の違反行為を申告または通報した者に対して報奨金が支払われる制度の新設<sup>(10)</sup>なども課徴金額の増加につながった一因と思われる。

## 2 課徴金減免制度運営実績

以下の表2は、韓国において課徴金減免制度が適用された推移を表したものである。

**表2 不当な取引制限に対する課徴金減免制度使用の推移**

(単位：件)

年度	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	計
不当な取引制限に対する課徴金賦課件数	15	15	8	14	11	14	21	27	24	43	21	26	34	273
課徴金減免制度適用件数	1	1	0	1	1	0	6	6	10	20	13	18	29	106
比率 (%) <sup>(11)</sup>	6.7	6.7	0.0	7.1	9.1	0.0	28.6	22.2	41.7	46.5	61.9	69.2	85.3	38.8

韓国公取委による「2012年版公正取引白書」(2012年7月)の204頁より一部抜粋。

この表からは、課徴金減免制度を大幅に改善した2005年以降<sup>(12)</sup>、利用率は急激に高くなったことを読みとることができる。さらに、最初に課徴金減免制度が適用された1999年から2011年まで不当な取引制限として課徴金が課された事件の中で課徴金減免制度が適用された事件の比率は38.8%なのに対し、2005年から2011年までの同比率は52%に達することも明らかである。したがって、

現在の韓国独禁法において課徴金減免制度の利用率はとても高く、同法の重要な内容の一つと言える。以下では、韓国独禁法における課徴金減免制度の内容と法的構造について検討する。

## II 課徴金減免制度の内容と法的構造

### 1 課徴金減免の根拠

まず、韓国独禁法 22 条の 2 が課徴金減免制度の根拠となる。これに基づき、施行令 35 条 1 項が課徴金減免の対象者の範囲と減免率を明示し、減免対象者になるための具体的な要件、減免に至るまでの具体的な手続、その他韓国公取委による秘匿厳守などは、韓国公取委による「不当な取引制限自主申告者等に対する是正措置等減免制度運営告示<sup>(13)</sup>」(以下、減免告示)によって決まる。

課徴金減免が実際におこなわれるのは、課徴金算定の最終段階である、賦課課徴金<sup>(14)</sup>が決定された後である(減免告示 21 条 2 項)。

### 2 基本的な減免対象者の範囲と減免率

まず、課徴金減免制度における減免対象者は基本的に以下のように定められている(施行令 35 条 1 項 1～3 号)。

第 1 に、韓国公取委による調査開始前に当該行為が不当な取引制限であることを立証するのに必要な証拠を単独で提出した最初の者(1 位自主申告者)は、課徴金が 100%免除され且つ是正措置も免除される(施行令 35 条 1 項 1 号ガ)。

但し、韓国公取委による調査開始前であっても、自主申告当時、すでに韓国公取委が当該不当な取引制限に関する情報を入手していたか、または不当な取引制限の立証に必要な証拠を十分に確保していた場合は、自主申告者として認められない(施行令 35 条 1 項 1 号ナ)。

ここでの「調査開始時」とは、一般的に韓国公取委が当該不当な取引制限への参加の疑いで 1 人以上の事業者口頭、電話、書面などの方法によって資料提出の要求、事実関係の確認、出席要求、現場調査などをおこなった時を指すが(減免告示 3 条 1 項)、特に、資料提出の要求などが「書面」によっておこなわれた時は、韓国公取委が当該書面の発送をした時をもって「調査開始時」とされる(減免告示 3 条 2 項)。

第 2 に、韓国公取委による調査開始後であっても、韓国公取委が当該不当な

取引制限に関する情報を入手してないかまたは不当な取引制限の立証に必要な証拠を十分に確保していない状態にある場合もあり得る。そのような時、韓国公取委に対して調査に協力し、不当な取引制限の立証に必要な証拠を単独で最初に提出した者(1位調査協力者)は、課徴金が100%免除され且つ是正措置も免除または減輕される(施行令35条1項2号ガ)。

なお、このような自主申告者または調査協力者になり得るのは「事業者」のみである<sup>(15)</sup>。

第3に、韓国公取委による調査開始前に当該行為が不当な取引制限であることの立証に必要な証拠を単独で提出した2番目の者(2位自主申告者)は、課徴金が100分の50減額され且つ是正措置も減輕され得る(施行令35条1項3号)。

第4に、韓国公取委による調査開始後であっても、韓国公取委に対して調査に協力し、不当な取引制限の立証に必要な証拠を単独で2番目に提出した者(2位調査協力者)も、課徴金が100分の50減額され且つ是正措置も減輕され得る(施行令35条1項3号)。

第5に、順位にかかわらず、自主申告者または調査協力者となるためには、①当該不当な取引制限に関するすべての事実について陳述し、関連資料を提出するなど、調査が終わるまでの誠実な協力(施行令35条1項1号グ)、②当該不当な取引制限の中断(施行令35条1項1号ラ)という条件をすべて満たさなければならない。

なお、上記の「不当な取引制限の立証に必要な証拠」とは、①当該違反行為に参加した事業者間で作成された合意書、会議録、内部報告資料などの、合意内容や成立過程、または実行事実を直接立証できる資料(減免告示4条1項1号)、もしくは、②当該違反行為に参加した職員(経営陣含む)の確認書、陳述書など共同行為をおこなうことについて議論したかまたは実行した事実を六何の原則にそって具体的に記述した「資料」<sup>(16)</sup>のどちらかを指す(減免告示4条1項2号)。但し、「証拠」の形態や種類に制限はなく、文書、録音テープ、コンピュータのファイルなども可能である(減免告示4条2項)。

### 3 共同減免申請

2009年5月13日から施行された改正施行令<sup>(17)</sup>により、韓国独占禁止法において

も、「共同減免申請」が認められるようになった。すなわち、不当な取引制限に参加した2以上の事業者が共同で証拠を提出する時、これらの事業者が「実質的支配関係」にある系列会社かまたは会社分割もしくは営業譲渡の当事会社として「韓国公取委が決めた要件」に該当すれば、「単独の証拠提供」として扱われる(施行令35条1項1号ガ及び3号ガ)。共同減免申請においても減免対象者の範囲及び減免率は上記の単独による減免対象者と同様であり、それぞれのグループが1位もしくは2位の自主申告者または調査協力者になり得る。

なお、「実質的支配関係」とは、ある事業者が他の事業者の株式をすべて所有した場合またはある事業者が他の事業者を実質的に支配している<sup>(18)</sup>、両者が相互独立関係にあるとは認められない場合を指す(減免告示4条の2第1項)。また、「韓国公取委が決めた要件」とは、証拠を共同で提供する事業者が会社分割または営業譲渡の当事会社であるならば、「当該事業者らが一緒に当該違反行為に参加したことがないこと」を指す(減免告示4条の2第2項)。そのため、文言上、実質的支配関係にある系列会社は一緒に当該違反行為に参加したことがあるとしても事実上競争関係でない限り、共同減免申請が可能となる。

#### 4 追加自主申告または調査協力 (Amnesty Plus, リニエンシー・プラス)

ある不当な取引制限の違反事業者が他の不当な取引制限にも係っていることは十分あり得る。そのため、2005年4月1日から韓国独禁法は、「ある不当な取引制限」の参加によって課徴金または是正措置の対象になった者が「他の不当な取引制限」においても自主申告者または調査協力者である場合、「ある不当な取引制限」について課徴金減免などのインセンティブを与えている。

すなわち、施行令35条1項4号によると、「ある不当な取引制限」の違反事業者が「他の不当な取引制限」にも係っており、当該「他の不当な取引制限」については1位自主申告者または調査協力者である場合は、「他の不当な取引制限」について課徴金免除と是正措置の免除(または減免)がおこなわれるだけでなく、「ある不当な取引制限」についても当初の課徴金が減免され、やはり当初の是正措置も軽減され得ることになっている(いわゆる「Amnesty Plus」, リニエンシー・プラス)。例えば、企業Aが企業Bなどととも砂糖と塩分野それぞれにおいて不当な取引制限をおこなっていたが、砂糖についてはすでに企業Bが1位自主申告者となり、企業Aは番外となった一方で、塩については、

企業Aが1位自主申告者または調査協力者となったならば、企業Aは、塩に関して課徴金が免除され、是正措置も減免されるのはもちろん、砂糖についても課徴金が減免され、是正措置も減軽され得ることになる。

追加自主申告による課徴金減免分は、自らが違反事業者となった不当な取引制限、すなわち、上記の「ある不当な取引制限」に対してもともと課されるべき課徴金から20%の範囲内となるのが原則である（減免告示16条2項）。

但し、「他の不当な取引制限」の規模（当該不当な取引制限の対象商品または役務の売上額で決まる（減免告示16条3項））が「ある不当な取引制限」の規模より大きい2倍未満であるときは、「ある不当な取引制限」への当初の課徴金から30%の減軽がおこなわれ、同じく、2倍以上4倍未満であるときは50%の減軽、4倍以上であるときは免除がおこなわれる（減免告示16条2項但書）。

また、「ある不当な取引制限」の2位自主申告者または調査協力者が同時に追加自主申告者となる場合は、2位としての課徴金減軽比率に追加自主申告者としての減軽比率を合算して一括減軽される（減免告示16条4項）。したがって、もし、企業Aが企業Bなどとともに砂糖と塩分野それぞれにおいて不当な取引制限をおこなっていたが、砂糖についてはすでに企業Bが1位自主申告者となり、企業Aが砂糖について2位の自主申告者となった一方で、塩については、1位自主申告者または調査協力者となったならば、企業Aは、砂糖に関するもとの課徴金の減額分（100分の50）からさらに追加で「塩」の規模に応じて減額され、場合によっては砂糖の課徴金がゼロになることも可能となる。その他、是正措置もさらに減軽され得る。

これにより、韓国独占禁止法における課徴金減免制度の対象者と減免率は以下の表3のようになる。

表 3 課徴金及び是正措置における対象範囲と減免率

	課徴金	是正措置
1 位自主申告者	免除	免除
1 位調査協力者	免除	減免
2 位自主申告者	100 分の 50 を減額	任意的減輕
2 位調査協力者	100 分の 50 を減額	任意的減輕
追加自主申告または 調査協力者	追加減免 (20%~免除)	任意的減輕

### 5 課徴金減免の対象除外者

#### (1) 違反行為の強要・反復的違反行為

2 位自主申告者または調査協力者はもちろん、1 位自主申告者または調査協力者であっても、他の事業者に対して意思に反する当該不当な取引制限への参加を強要したか、または、当該行為を中断できないように強要したことがある場合は、課徴金減免制度の対象者となることができない(施行令 35 条 1 項 5 号前段)。「参加への強要」や「中断しない強要」行為に該当するか、否かの判断要素として、減免告示は、「他の事業者に対する暴行、脅迫、圧力、制裁など」を挙げつつ、総合的考慮によるとしている<sup>(19)</sup>。

また、課徴金減免制度の悪用を防ぐため、一定期間、繰り返して不当な取引制限をおこなった者も課徴金減免対象者になることができない(施行令 35 条 1 項 5 号後段)。「一定期間の繰り返し」とは、不当な取引制限をおこなったことにより、課徴金納付とは是正措置を命じられた者が、是正措置を命じられた日から 5 年以内に再び当該是正措置に違反する不当な取引制限をおこなった場合(減免告示 6 条の 3 第 1 号)、または、不当な取引制限に対して韓国独禁法 22 条の 2 の規定により課徴金または是正措置の減免を受けた者が、減免日から 5 年以内に新たに不当な取引制限をおこなった場合を指す(減免告示 6 条の 3 第 2 号)。

#### (2) 2 社による不当な取引制限における 2 位自主申告者または調査協力者

韓国はもともと国内市場が狭く、韓国政府は少数の大企業が経済全体をリー

ドしていくシステムを作ってきたため、家電分野をはじめ、多くの産業分野が寡占または複占状態となっている。したがって、2社による不当な取引制限がおこなわれやすい環境の中で、実際にそのような不当な取引制限があり、その後、2社とも自主申告ないし調査協力をおこなった場合、違反行為をおこなったすべての事業者が自主申告者または調査協力者として課徴金減免効果にありつけられるのはおかしいという指摘がこれまでなされてきた。特に、2社による不当な取引制限において2位自主申告者または調査協力者が追加自主申告者となった場合は、この2位自主申告者または調査協力者への課徴金も結果的には全額免除になってしまうことさえ想定できたため、課徴金減免制度の改善の声が上がっていた<sup>(20)</sup>。

これに該当するものとして、2012年3月21日にあった、サムスン電子とLG電子に対する韓国公取委による審決例<sup>(21)</sup>において、LG電子が1位調査協力者として課徴金(188億3千万ウォン：2013年8月現在、約16億円)と是正措置のすべてが免除され、サムスン電子は2位の調査協力者として課徴金(258億1千万ウォン：2013年8月現在、約22億5千万円)を100分の50減額された(129億7百万ウォン：2013年8月現在約11億2千5百万円)ことが挙げられる<sup>(22)</sup>。その結果、2012年6月の施行令の改正<sup>(23)</sup>により、2社による不当な取引制限においては、1位自主申告者または調査協力者のみ課徴金及び是正措置の免除が適用され、2位自主申告者または調査協力者については課徴金及び是正措置の減免不適用となった(施行令35条1項6号ガ)。

### (3) 1位自主申告または調査協力から2年以上の経過

たとえ、2位自主申告者または調査協力者といえども、1位自主申告または調査協力から2年がすでに経過した場合は、課徴金減免対象者になることができない(施行令35条1項6号ナ)。

## 6 課徴金減免制度利用の手順

### (1) 減免申請の開始方法

課徴金または是正措置の減免を受けようとする者は、減免申請書(減免告示別紙第1号書式)を韓国公取委のカルテル総括課に提出しなければならないものの、電子郵便またはファクシミリで送信することも可能である(減免告示7

条1項)。

なお、書面による減免申請が困難な場合は、口頭による減免申請も可能である(但し、電話によるものは含まれない)(減免告示8条の2第1項)。

## (2) 減免申請書の内容と補正

減免申請書には、①自主申告者などの名称、代表者の名前・住所・事業者登録番号(または住民登録番号<sup>(24)</sup>)・連絡先、申請書提出者の姓名・勤務部署・連絡先、②自主申告者などが参加した違反行為の概要、③当該違反行為の立証に必要な証拠及びその目録、④当該違反行為に対する韓国公取委の審議<sup>(25)</sup>が終わるまで同委員会に誠実に協力するという内容の文言、⑤当該不当な取引制限の中断について記載しなければならない(減免告示7条1項1号～5号)。さらに、共同減免申請における申請者グループは、上記の記載内容のほか、共同減免申請者であるかどうか及びその根拠、共同減免申請が認められない場合における申請者間の順位について記載しなければならない、その他にも共同減免申請資格があることを立証するための書類を添付しなければならないとされている(減免告示7条2項1～3号)。

なお、口頭による減免申請の場合、韓国公取委の担当者(以下、担当者)は、上記の①から⑤の事項について口頭で質問し、これに対する答弁を録音または録画して保存しなければならないとされている(減免告示8条の2第2項)。

しかし、場合によっては減免申請者が証拠及び資料の収集に時間がかかったり、または減免申請書に証拠及び資料の添付が困難な場合もあり得る。このような場合、減免申請者は、「15日」を超えない範囲で期限を明示するなら、①自主申告者などの名称、代表者の名前・住所・事業者登録番号(または住民登録番号)・連絡先、申請書提出者の姓名・勤務部署・連絡先、②自主申告者などが参加した共同行為の概要以外はいったん省略した減免申請書を提出することができる(減免告示8条1～3項)。「15日」という補正期限は、申請者が証拠収集に長期を要するなど、正当な理由があると審査官が認めた場合、60日の範囲内でさらに延長が認められることもある。したがって、結局、韓国独禁法上の補正期限は結局最大75日ということになるが、審査官が国際カルテル事件などに関連した証拠及び資料の収集や陳述確保のために必要だと認める場合は60日を超過することも可能であるため(減免告示8条4項)、実際には75日を超え

ることも可能である。

### (3) 減免順位の画定と順位の繰り上げ

減免順位は、原則、単独による減免申請書の受付順位によって決まる（減免告示9条1項）。しかし、自主申告者などによる減免申請書の提出よりも先に当事会社の従業員（経営陣を含む）が確認書または陳述書の形式をもって不当な取引制限の立証に必要な証拠を提出した場合は、当該証拠の提出時に減免申請をしたことになる（減免告示9条2項）。また、韓国公取委は、「共同減免申請」がある場合、原則的に申請者全員に同じ順位を認めるが、共同減免申請が認められない場合に備えて、申請者間での潜在的順位を表記することも可能である（減免告示9条5項1号）。

なお、複数の減免申請があったものの、ある者の申請が様々な理由<sup>(26)</sup>によって認められない時は、後順位の者が繰り上がることになる（減免告示9条3項）。そのため、ある共同減免申請がおこなわれた後、別の減免申請がおこなわれたならば、後の減免申請者の順位は、先におこなわれた共同減免申請が認められる場合のものとそうではない場合のものが併記されることになる（減免告示9条5項2号）。

### (4) 減免有無の決定

#### ① 減免申請者としての地位確認

上記の減免申請書の提出（電子郵便、ファクシミリによるものも含む）による減免申請がおこなわれたら、担当者は、直ちに申請書の副本に受付日時、減免順位を記載し、署名・捺印した後、申請者に交付しなければならない（減免告示10条1項）。

なお、口頭による減免申請においては、担当者が書面（別紙第1号の減免申請書に準ずるものであるが、共同行為の概要など一部の内容の省略は可能である）に共同行為の概要、受付日時、順位を記載した書面を新たに作成した後、署名・捺印して交付しなければならない（減免告示10条2項）。

その後、減免申請書と証拠及び資料などは韓国公取委の事務総長（以下、事務総長）に移され、減免有無の検討、すなわち、減免申請者としての地位確認がおこなわれることになる（減免告示10条4項）。

これについて、まず、事務総長は、提出された証拠及び資料が施行令35条の減免要件を満たすと判断したならば、減免申請書の受付日から起算して15日以内に「確認書」(別紙第2号書式)を作成し、署名・捺印した後、申請者に交付しなければならない(減免告示11条1項)。但し、減免要件を満たすか否かについて長期にわたる判断が必要とされる特段の事情がある場合は、期限が延長され、60日の範囲内で確認書を作成した後、捺印・交付すればよいが、期限延長の事実及び理由を申請人に通知しなければならない(減免告示11条1項但書)。また、証拠及び資料の収集や添付に時間がかかったり、困難なことによる申請書の一部内容記載省略(減免告示8条に該当する)の場合は、すべての証拠及び資料提出が終わった時から確認書の交付期限が起算される(減免告示11条3項)。

次に、確認書への記載事項としては、①申請者の名称、代表者名、住所、事業者登録番号(又は住民登録番号)及び連絡先、②違反行為の概要、③提出された証拠の目録、④申請者が施行令35条1項各号に明示された自主申告者や調査協力者になること、④受付の順位、⑤自主申告者または調査協力者は、一定の条件を遵守しないと自主申告者または調査協力者としての地位が取り消される可能性があること<sup>(27)</sup>、⑥自主申告者または調査協力者の身元などに関する秘匿義務がある(減免告示11条2項)。

減免申請書の提出から確認書交付までの一連の流れは、共同減免申請においても同じである。但し、共同減免申請においては、複数の申請者が共同減免申請者として認められるならば、同順位として確認書に記載されることになる。なお、共同減免申請者として認められない場合は、共同減免申請時に申請者が減免申請書に予め記載した、それぞれの順位がそのまま確認書に記載されることになる(減免告示11条5項)。

## ② 減免不適用要件

### (ア) 地位確認の取消

事務総長による地位確認により、いったん減免申請者としての地位が確認されたとしても、最終的な確定ではない。すなわち、地位確認後、審議がおこなわれるまで、①違反行為に関する事実をすべて陳述し、関連資料を提出するなどの誠実な協力をしない場合、②提出された資料が虚偽のものであった場合、

③減免申請後、ただちに、または審査官が定めた期間の終了後、ただちに違反行為を中断しなかったか、または違反行為の中断状態を続けなかった場合、④他の事業者に対し、その意思に反して当該違反行為に参加することを強要し、または、他の事業者が違反行為をやめないように強要したことが明らかになった場合は、事務総長によって減免申請者としての地位が取り消されることもあり得る（減免告示12条2項）。このような取消があった場合、事務総長は、申請者に対して理由を明示した書面をもって通知しなければならないが（減免告示13条1項）、すでに提出された証拠及び資料は返還しない（減免告示13条2項）。

#### (イ) 減免対象者資格の不認定

事務総長は、そもそも提出された証拠及び資料が減免対象者の資格を定めた施行令35条1項に記された要件を満たさないと判断したときは、減免申請書の受付日から15日以内にその旨を減免申請者に対して書面で通知しなければならない（減免告示14条1項）。

但し、減免申請者としての地位確認と同様、もし減免対象者資格の不認定判断が特段の事情によって、長期にわたる必要がある場合、60日の範囲内で期限が延長されることもあり得る（減免告示14条1項）。期限延長の際、事務総長は書面をもって期限延長の旨及びその理由を通知しなければならない（減免告示14条1項）。

いずれの場合も韓国公取委が通知する書面には、当該減免申請が施行令35条で定められた要件を満たしていない旨及びその理由が明記されなければならない（減免告示14条2項）。このほか、減免の不認定が決まったとしても「地位確認の取消」時と同様、事務総長は、すでに提出された証拠及び資料を返還しない（減免告示14条3項）。

#### ③ 減免対象者としての地位確定

事務総長による地位確認をクリアした後、減免対象者としての地位は、韓国公取委の審議・議決<sup>(28)</sup>により確定される（減免告示12条1項）。当該審議においては、上記の事務総長による地位確認の取消の条件がそのまま準用され、それらのうち、ひとつにでも該当することが明白になった場合、または提出され

た証拠及び資料が違反行為を立証するものとして認められない場合、事務総長による地位確認が取り消されることとなる（減免告示12条3項）。

#### (5) 追加自主申告者または調査協力者としての地位確定

追加自主申告者または調査協力者として認められる場合、事務総長は、1位自主申告者または調査協力者となった「他の不当な取引制限」についてはもちろん、課徴金や正措置の対象となった「ある不当な取引制限」についてそれぞれ確認書（減免告示別紙第3号書式）を交付しなければならない（減免告示17条1項）。「ある不当な取引確認」に関する確認書への記載事項としては、①「他の不当な取引制限」における1位自主申告者または調査協力者としての地位確認、②「ある不当な取引制限」に対する減免の程度、③事務総長によって「他の不当な取引制限」における地位確認の取消がおこなわれた場合、「ある不当な取引制限」における地位確認の効力も喪失すること（減免告示18条）の3点である（減免告示17条2項）。

したがって、もし、「他の不当な取引制限」における1位自主申告者または調査協力者としての地位が取り消されるならば、「ある不当な取引制限」においても追加減免対象者の地位を喪失することになる。

### 7 韓国公取委による秘匿義務

韓国独禁法により、韓国公取委（職員含む）が、自主申告者及び調査協力者の身元や報告の内容など、自主申告や通報に関する証拠または資料を当該事件と関係のない者へ提供または漏えいすることは禁じられている。唯一例外が認められるのは、訴訟遂行のために必要な場合など、施行令で定められた時のみである（22条の2第2項及び3項）<sup>(29)</sup>。この例外について施行令は、①当該自主申告者などが当該情報の提供に同意した場合、②当該事件に関連した訴訟の提起・遂行に必要な場合のいずれかを挙げている（施行令35条2項）。

秘匿義務の具体的な内容としては、①自主申告者または調査協力者の身元や通報内容、証拠及び資料などは当該事件処理の目的にのみ使用できる、②上記の施行令35条2項の例外を除き、自主申告者または調査協力者の身元を韓国公取委の担当者以外に漏えいしてはいけない<sup>(30)</sup>、③韓国公取委は、自主申告者または調査協力者を審査報告書<sup>(31)</sup>に仮名（かめい）で記載すべきで、当該報告書

に添付する関連資料もできるだけ削除するか陰影処理するなど、必要な措置を取らなければならない、④被審人別に審査報告書と議決書<sup>(32)</sup>を別々に作成するか、分離して審理をおこなうなどの方法により、自主申告者または調査協力者の身元が公開されることがないようにすることも可能である、⑤韓国公取委には、マスコミによって減免対象者の身元が公開されることがないように注意義務がある、と明記されている（減免告示19条1～4項）。

## 8 課徴金減免対象者の刑事告発免除

2013年8月現在、韓国独禁法によると、不当な取引制限への刑事罰(66条)については、原則的に韓国公取委の告発を待って論ずるという専属告発権が韓国公取委にある(71条1項)。一方、当該不当な取引制限の違反の程度が客観的に明白且つ重大であるため、競争秩序を著しく阻害するものである場合、韓国公取委には、韓国検察総長(日本の検事総長にあたる)を相手とする告発義務があり(71条2項)、同様の場合、韓国検察総長も韓国公取委に通報し、告発の要請ができる(71条3項)。

なお、2013年7月16日の韓国独禁法改正(2014年1月17日施行、法律第11937号)により、韓国公取委が、当該不当な取引制限の違反の程度が韓国検察総長への告発義務に値しないと判断した場合であっても、これまでの韓国検察総長だけでなく、監査院(The Board of Audit & Inspection of Korea)<sup>(33)</sup>、調達庁(Public Procurement Service)<sup>(34)</sup>、中小企業庁(Small & Medium Business Administration)<sup>(35)</sup>のうち、いずれかの長が、社会的な波及効果、国家財政への影響、中小企業への被害などを考慮して韓国公取委に告発を求めたなら、韓国公取委は韓国検察総長に告発しなければならなくなったため(改正韓国独禁法71条4項及び5項)、事実上、2014年1月17日をもって韓国公取委の専属告発権は廃止されたと言える。

しかし、減免告示20条によると、不当な取引制限をおこなったが、当該告示による地位確認を受けた課徴金減免対象者については、原則的に韓国公取委が韓国検察に告発しないと明示されている。2013年7月16日の韓国独禁法改正後もこの方針は維持されるとされており(韓国公取委6月26日発表)、実際に上記の改正韓国独禁法によると、課徴金減免対象者は告発が免除され得る(改正韓国独禁法22条の2第1項)。したがって、2014年1月17日以後、監査院、調

達庁、中小企業庁から仮に、韓国公取委に対して告発要求があっても地位確認を受けた課徴金減免対象者は韓国検察に告発されないと思われる。

但し、2013年8月現在、減免告示による地位確認を受けた課徴金減免対象者であっても①当該違反行為の程度が客観的に明白且つ重大であるため、競争秩序を著しく阻害するものであると認められた場合、②韓国検察総長が韓国公取委に告発を要求した場合、告発は免除されない(減免告示20条但書)。

### 9 もう一つの課徴金減免制度

実は、韓国独禁法においては、これまで述べてきた課徴金減免制度のほか、もう一つの事実上の課徴金減免制度がある。すなわち、「課徴金賦課の細部基準等に関する告示」<sup>(36)</sup>(以下、課徴金賦課告示)によると、不当な取引制限をおこなったとしても、①事業者間で違反行為の合意があったが、実行はしなかった場合<sup>(37)</sup>、②入札談合はあったが入札そのものが無効となった場合(但し、当該談合があったまたは当該談合に対して韓国公取委による是正措置があったという理由で入札が無効となった場合は除く)<sup>(38)</sup>、③事業者団体が不当な取引制限に関して合意したが実行はしなかった場合<sup>(39)</sup>、④多数の事業者が当事者である中で単に参加しただけかまたは追従的な役割を遂行したことが明白な場合<sup>(40)</sup>、⑤自らの利益とは無関係であり、もっぱら他の事業者の勧誘、または代理として違反行為に参加した場合<sup>(41)</sup>、⑥詐欺または強迫によって仕方なく違反行為に参加した場合<sup>(42)</sup>、⑦審査官の調査開始から韓国公取委の審理の終結時まで一貫して違反行為事実を認め、違法性の判断に役立つ資料を提出したか、または陳述するなど、積極的に協力した場合<sup>(43)</sup>、⑧審査官の調査開始以後であっても韓国公取委の審理の終結前に違反行為を新たに認め、違法性の判断に役立つ追加資料を提出するか、または陳述した場合<sup>(44)</sup>、⑨政府の政策(拘束力ある行政指導を含む)による違反行為であったことが認められる場合<sup>(45)</sup>、⑩違反行為による価格上昇幅だけ価格を引き下げるか、または被害の現状回復などをおこない、違反行為の効果を実質的に取り除いた場合<sup>(46)</sup>、⑪違反行為による価格上昇幅の50%以下を引き下げるか、または違反行為の効果を取り除くために積極的に努力した場合<sup>(47)</sup>、⑫複数の弁護士からアドバイスを得たなど、違反行為をしないように相当な注意を払ったことが明らかであるが、結局、違反行為となった場合<sup>(48)</sup>、⑬通常の業務遂行中、過失によって違反行為をしたことが客観

的に明白な場合<sup>(49)</sup>は、「課徴金減免制度」とは異なり、任意的調整課徴金算定の段階で、一定の割合で課徴金が減輕される<sup>(50)</sup>。その他、注(37)から(49)に準ずるものである場合も100分の10以内で減額される(課徴金賦課告示Ⅳの3ダ(10))。なお、このように算定された任意的調整課徴金も、当該違反事業者にとって著しく支払いが困難と認められる場合は、さらに100分の50以上の減額も可能である(課徴金賦課告示Ⅳの4ガ(1)の(ラ))。

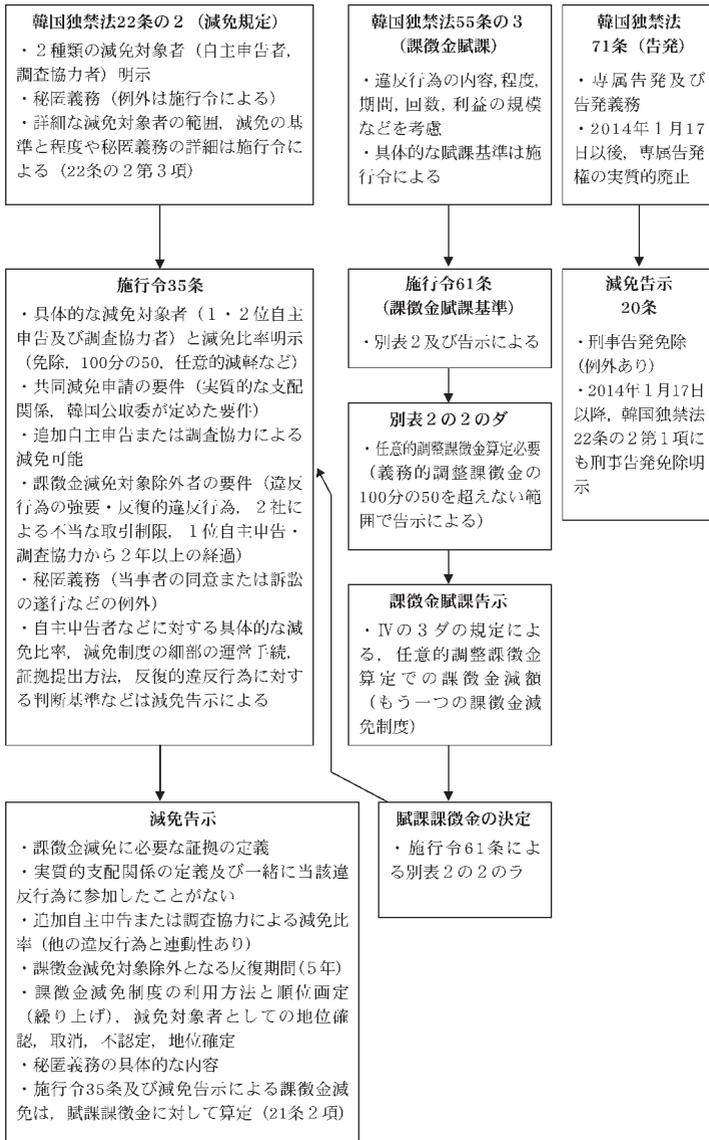
課徴金が完全に免除される場合は、課徴金賦課告示による減輕を考えなくてもいいが、2位自主申告者または調査協力者になった場合も当該告示によって減輕を受けることになる場合、課徴金減輕の割合があまりにも大きくなるか、または課徴金免除とほとんど変わらないことになる可能性があり、その結果、課徴金減免対象者ではない3位以下の者が2位自主申告者または調査協力者と同じ減輕率となるか、または、1位と2位の違いがほとんどがなくなってしまうことさえ想定できる。

そのため、韓国公取委は、上記の課徴金賦課告示による課徴金減免のうち、2位自主申告者または調査協力者が減免対象者になるための要件と二重適用になり得る上記の⑦及び⑧の「調査協力」または⑩と⑪の「違反行為の自主的是正」をおこなった場合は、二重の減免となることを避けるため、課徴金賦課告示による減免対象者にはせず、減免告示で定められた課徴金の減額のみ認めている<sup>(51)</sup>。

したがって、このような場合、「もう一つの課徴金減免制度」は1位及び2位自主申告者または調査協力者以外の者が対象となる。

## 10 まとめ

以上のことを図で表すと以下のようになる。



これまでのことから、まず、韓国独禁法における課徴金減免は、違反事業者がどの位置にいるかによって、検討対象が変わることがわかる。

すなわち、1位自主申告者または調査協力者は、賦課課徴金がすべて免除されるため、韓国独禁法22条の2（減免規定）だけを考慮して、施行令や減免告示で明示された要件に該当するか否かを検討すればよいが、2位の自主申告者及び調査協力者は、当該減免規定で賦課課徴金の100分の50の減額しか受けられないため、まずは韓国独禁法55条の3（課徴金賦課）と課徴金賦課告示に明示された、任意的調整課徴金算定での課徴金減額分を算定し、その後、韓国独禁法22条の2（減免規定）、施行令35条、減免告示の順で検討することになる。一方、3位以下の違反事業者は、韓国独禁法22条の2（減免規定）とは無関係であるが、韓国独禁法55条の3（課徴金賦課）ともう一つの課徴金減免制度である、課徴金賦課告示による任意的調整課徴金算定での課徴金減額によって結果的には課徴金減免を受けることも可能である<sup>(52)</sup>。

したがって、課徴金減免制度の理解のためには、減免規定だけでなく、課徴金賦課規定及び課徴金賦課告示も並列的に理解しておく必要がある。

また、課徴金減免制度の実質的な内容はほとんど、施行令と減免告示に含まれているため、韓国における課徴金減免制度を理解するためには、施行令と減免告示を入念に追っていかなければならないという点がわかる。施行令や減免告示は「法律」ではないため、韓国国会の承認が必要ではなく、必要性に応じて韓国公取委が素早く改正・施行することが可能である<sup>(53)</sup>。このような構造の長所は、競争をめぐる環境の変化に合わせて素早く課徴金減免制度を変えることができる点である。一方、短所は、施行令や減免告示が競争環境の変化に合わせることに重点をおいてきたためか、いくつか不明確な文言があり、議論の対象になる部分が存在する点である。

これらを踏まえて、以下においては、主に、施行令及び減免告示における諸論点について、判決・審決例を取り入れながら検討する。

（続きは次号に掲載予定）

本研究は平成25年度科研費基盤研究(C)の研究成果の一部である。

(1) 韓国では、一般的に「独占規制法」と呼ばれるが、「公正取引法」、「競争法」、「経済法」

という表現も使われる。

- (2) 韓国独禁法においては、不当な取引制限をおこなった一定の者が自主的に報告及び資料提出などをした場合、課徴金と「是正措置」（韓国独禁法21条によると、不当な取引制限がおこなわれたとき、韓国公正取引委員会（以下、韓国公取委）は違反事業者に対して違反行為の中止、是正命令（韓国独禁法違反状態を是正するために必要な措置を命じること）を受けた事実の公表、その他是正のために必要な措置を命ずることができるとされており、これらの総称が「是正措置」である）の減免がパッケージとして考慮される。したがって、本稿での「課徴金減免制度」の中には、課徴金だけでなく、是正措置の減免も含まれることになる。
- (3) 韓国独禁法においては、「告示」という言葉が使われている。
- (4) 韓国独禁法19条（不当な取引制限の禁止）1項の規定を違反した行為があった場合、韓国公取委は当該事業者に対し、大統領令（後述する「施行令」）で決められた売上額に100分の10を乗じた金額を超えない範囲の中で課徴金を課することができる。但し、売上額がない場合などには、20億ウォンを超えない範囲で課徴金を課することができる（韓国独禁法22条）。
- (5) 韓国独禁法55条の3第1項によると、韓国公取委は、課徴金賦課について、①違反行為の内容及び程度、②違反行為の期間及び回数、③違反行為によって得られた利益の規模などを斟酌しなければならないとされている。
- (6) 韓国独禁法55条の3第5項によると、課徴金の賦課基準は、施行令によって決まるとされている。
- (7) 詳しくは、拙稿「韓国における不当な取引制限に対する課徴金賦課」ソフトロー研究第17号（平成23年）61頁参照。
- (8) 韓国独禁法22条の2第1項によると、韓国公取委は、不当な取引制限の事実を自主申告した者（1号）または証拠提供などの方法で調査に協力した者（2号）のいずれかに該当する者に対しては是正措置または課徴金を減免することができるとされている。
- (9) 2004年12月31日改正（2005年4月1日施行）、法律第7315号。
- (10) 韓国公取委は、韓国独禁法の違反行為を申告または通報し、これを立証できる証拠及び資料を提出した者に対して、予算の範囲内で報奨金を支給することができる（韓国独禁法64条の2第1項）。これに関する詳細（違反行為及び支給対象者の範囲、基準、範囲など）は施行令によって定められる（同条第2項）。
- (11) 不当な取引制限として課徴金が課された事件の中で課徴金減免制度が適用された事件の比率。
- (12) 1997年の課徴金減免制度の導入時においては、1位自主申告者のみが減免対象者になるうえ、減免可能性及び減免率そのものが韓国公取委の裁量によるものであり、減免率も施行令などに明示されていなかったため、利用率が低かった。その後の2001年4月1日から施行された改正韓国独禁法（2001年1月16日改正、法律第6371号）及び施行令（2001年3月27日改正、大統領令第17176号）のもとでは、1位自主申告者に対して課徴金の75%以上、1位調査協力者に対しては課徴金の50%以上、その他の自主申告者及び調査協力者に

対しては50%未満の範囲で課徴金を韓国公取委の裁量で減免することが可能となった。そのため、相変わらず低い予測可能性から減免制度の利用率は低かった。

しかしその後、2005年4月1日から施行された改正韓国独占法(2004年12月31日改正, 法律第7315号)及び施行令(2005年3月31日改正, 大統領令第18768号)は、1位自主申告者または調査協力者に対しては課徴金と是正措置を完全に免除し、2位自主申告者または調査協力者に対しては課徴金の30%の減軽と是正措置の減軽を規定した。これにより、韓国公取委の裁量性が縮小され、予測可能性が高まったため、課徴金減免制度の利用率も高まったとされる(김상백 등 「우리나라의 주요 카르텔 사례연구」 『경쟁법연구 제22권』 p. 255 (법문사, 2010) [Kim Sang Taek et al 「我が国の主要カルテル事例研究」 『競争法研究 第22巻』 255頁(法文社, 2010)] )。

- (13) 改正2012年1月3日(2012年1月3日施行), 韓国公取委告示第2011-11号。
- (14) 拙稿前掲注(7)66頁参照。
- (15) 減免告示2条1~2項。
- (16) 但し、このような「資料」を提出する場合は、そこに記された事業者間の合意の内容、成立過程または実行の事実などを確認できる書類、物、電磁的記録、通信資料その他これに準ずる証拠・資料であって、関連事実の総合により違反行為を立証できる資料も一緒に提出しなければならない(減免告示4条1項2号但書)。
- (17) 2009年5月13日改正, 大統領令第21492号。
- (18) 減免告示4条の2によると、実質的支配の考慮要素としては、株式所有比率、当該事業者の認識、役員の兼任、会計の統合、日常的指示の有無、販売条件などに対する独自決定、当該事案の性質などがあるとされているが、検討対象市場の状況、競争事業者の認識、当該事業者の活動などを考慮して事実上競争関係にあると認められる場合は実質的支配関係は認められないこととなり、共同減免申請はできないとされている。
- (19) 減免告示6条の2第1項は、①他の事業者に対し、その意思に反して当該不当な取引制限に参加するようにするために、または、当該行為を中断できないようにするための暴行もしくは脅迫を加えたか、②他の事業者に対し、その意思に反して当該不当な取引制限に参加するようにするために、または当該行為を中断できないようにするために当該検討対象市場において正常な事業活動をおこなうことが困難になるくらいの圧力または制裁を加えたかの両方を総合的に考慮して判断するとしている。
- (20) 例えば、A、Bの両者が甲という違反行為をおこない、Bがさらに甲より3倍大きい違反行為である乙をC、D、Eとおこなっていたところ、Bが甲については2位自主申告者となり、乙については追加自主申告者となった場合、Bは乙に関してはもちろん、甲についてももとの課徴金減免100分の50に追加自主申告による100分の50の合計、100%の課徴金免除を受けることになる(황태희 「복점사업자간 부당한 공동행위와 리니언서 개선방안」 『경쟁지널 제162호』 pp.8~9 (공정경쟁연합회, 2012.5) [Hwang Tae Hi 「複占事業者間の不当な取引制限とリニエンシー改善案」 『競争ジャーナル』 第162号8~9頁参照(韓国公正競争連合会, 2012.5)] )。
- (21) 韓国公取委2012年3月21日, 審決第2012-41号。本件は、LG電子とサムスン電子が韓

国国内において、洗濯機(2008年10月~2009年9月)、薄型テレビ(2008年7月~2009年2月)、ノート型パソコン(2008年6月~2008年11月)に関してそれぞれの期間、最低価格商品の生産打ち切り、量販店に対する卸値価格の引上げ、販売奨励金の縮小を合意し、実行した事例である。

- (22) たとえば、『韓国経済新聞』2012年1月13日朝刊「談合事業者全員が減免されるおかしなりニエンシー」など。
- (23) 2012年6月19日改正, 2012年6月22日より施行, 大統領令第23864号。
- (24) 韓国において出生時に全国民に与えられる13ケタの識別番号。
- (25) 審議とは、日本の審判に該当するもので、韓国公取委が被審人と審査官を出席させ、対審構造のもとで韓国独禁法違反について審理をおこなうことである。順序としては、被審人などに対する本人確認、審査官による審査報告(違反行為の調査結果)、被審人及び審査官の意見陳述、韓国公取委委員による質問と事実確認、参考人の陳述や証言、審査官による最終意見発表、被審人の最終陳述の順で進む。
- (26) 自らの減免申請の取消、後述する、韓国公取委による自主申告者などに対する地位不認定・取消(減免告示12, 13条)や減免対象者資格の不認定(減免告示14条)、その他の理由が挙げられる(減免告示9条3項)。
- (27) 「一定の条件」とは、①不当な取引制限に関する事実をすべて陳述し、関連資料を提出するなど、韓国公取委の審議が終わるまで誠実に協力すること、②提出された資料が虚偽のものではないこと、③減免申請後ただちにまたは審査官が定めた期間終了後ただちに当該共同行為を中断し、その状態を維持することである(減免告示11条2項6号)。
- (28) 議決とは、審議の後、韓国公取委の委員全員をもって構成される「全員会議」(在籍委員の過半数の賛成で決定)と、常任委員1人を含む委員3人で構成された「小会議」(在籍委員全員の賛成で決定)で下された判断(打ち切り、是正勧告、是正命令、警告、課徴金納付命令など)を指す。
- (29) 但し、韓国独禁法違反による損害賠償請求訴訟が提起された場合は、施行令ではなく、韓国独禁法56条の2(損害賠償請求における記録の送付)により、必要と判断された場合、韓国の裁判所は韓国公取委に対し、当該事件に関する記録すべてについて送付を要求することができる。これは、課徴金減免対象者であっても、民事の損害賠償責任まで自動的に減免対象となるわけではないためであり、秘匿義務に違反しない。
- (30) 但し、当該事件に対して行政訴訟が提起されたならば、韓国公取委は、自主申告者または調査協力者の身元が記載された資料を裁判所に提出することは可能である(減免告示19条5項)。
- (31) 韓国公取委による調査及び審査(韓国独禁法においても調査と審査は混用される傾向にある。敢えて区分するなら、調査とは、事実関係を重点を置いたものを指し、審査は、調査だけでなく、法律的な検討や経済的分析までも含むものを指す)によって韓国独禁法違反の疑いがあると判断された場合に作成される報告書。
- (32) 議決書とは、議決の内容を明示したものである。
- (33) 国家と地方自治団体及び法律に定められた団体の会計を検査・監督するほか、公務員の服

務規律をチェックする韓国の行政機関の一つ。

- (34) 韓国政府が使用する物資の購入・供給・管理及び施設の工事に関する契約を担当する韓国の行政機関の一つ。
- (35) 中小企業の育成・発展に関する事務などを担当する韓国の行政機関の一つ。
- (36) 改正 2012 年 8 月 20 日（施行 2012 年 8 月 21 日）、韓国公取委告示第 2012-25 号。
- (37) 100 分の 50 以内の減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(1)。
- (38) 100 分の 50 以内の減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(1)。
- (39) 100 分の 50 以内の減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(1)。
- (40) 100 分の 30 以内の減額，但し，入札談合には参加したものの，脱落したことによってすでに 100 分の 30 以上減額された事業者には適用しない，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(2)。
- (41) 100 分の 30 以内の減額，但し，入札談合には参加したものの，脱落したことによってすでに 100 分の 30 以上減額された事業者には適用しない，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(2)。
- (42) 100 分の 30 以内の減額，但し，入札談合には参加したものの，脱落したことによってすでに 100 分の 30 以上減額された事業者には適用しない，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(2)。
- (43) 100 分の 30 以内の減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(3)の（ガ）。
- (44) 100 分の 15 以内の減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(3)の（ナ）。
- (45) 100 分の 20 以内の減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(4)。
- (46) 100 分の 30 から 50 以内での減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(5)の（ガ）。
- (47) 100 分の 20 から 30 以内での減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(5)の（ナ）。
- (48) 100 分の 10 以内での減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(6)の（ガ）。
- (49) 100 分の 10 以内での減額，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(6)の（ナ）。
- (50) 拙稿前掲注(7) 66～67 頁参照。
- (51) 減免告示 21 条 1 項，課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(3)の（ガ）但書及び課徴金賦課告示Ⅳの 3 ㉔(5)但書。
- (52) 実際，韓国における多くの不当な取引制限に関する事例で，3 位以下の違反事業者多数が任意的調整課徴金算定での課徴金減額によって結果的には課徴金減免対象者となっている。
- (53) 但し，韓国公取委によって定められる減免告示はもちろん，施行令（大統領令）も，立案されたものが公聴会などを経て各部（省）の次官及び長官（大臣）による会議で審議された後，國務総理（総理）と大統領の承認を得て公布・施行されることになっている。